

日次品類前ニモツテ開張ニ便スル  
 一ヶ月以上ノ交遊ハ同々ノ  
 ハ支那人共ニ對シテハ  
 益ヲ得ルコトヲ以テ  
 西國要領ニ對シテハ  
 其ノ利益ヲ得ルコトヲ以テ  
 其ノ利益ヲ得ルコトヲ以テ

當會役員  
 出 席  
 退 席

大正支那銀行東京支店

昭和三年三月一日



財團法人協調會大阪支所

解 決 條 項

今回解雇手當退職手當皆勤賞與並びニ定期昇給ノ件ヲ左ノ通り  
 相定ム

一 解雇手當

- 一ケ年未滿 日給三十四日分
  - 一ケ年以上ハ勤続一ケ月ヲ増ス毎ニ日給貳日分ヲ増ス
  - 五ケ年以上ハ勤続一ケ月ヲ増ス毎ニ日給二日半分ヲ増ス
  - 十ケ年以上ハ勤続一ケ月ヲ増ス毎ニ日給參日分ヲ増ス
- 但シ不都合ノ行爲ニヨリテ解雇スル場合ハ支給セズ

二 退職手當

- 工場ノ了解ヲ得ズシテ退職ノ場合ハ支給セズ
- 一ケ年以上三年迄デハ解雇手當ノ三分ノ一
- 三ケ年以上ハ解雇手當ノ貳分ノ一